

# 学校いじめ防止基本方針（令和 6 年度改訂版）

旭市立萬歳小学校

千葉県いじめ防止基本方針（概要）より

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向性に関する事項

○ 千葉県のいじめの状況

- ・ 令和 5 年度認知件数、54,455 件（R6・10・31 県教委発表）  
→ 認知件数が多いことを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することが重要。（昨年度より 3.2% 増加）

## 1 いじめの定義やいじめ防止のための基本的な考え方

### （1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のため、次の 3 点を基本理念とする。

ア いじめはどの児童にも起こり得るという認識のもと、学校、家庭、地域等すべての関係者が一体となり、連携して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。

イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、未然防止活動は、教育活動の在り方と密接に関わっていることから、すべての教職員が日々、実践をすること。

ウ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導するとともに、いじめが発生した際、児童、保護者に対して、迅速で誠実な対応を心がけ、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

### （2）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンやスマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。

「けんかやふざけあい」であっても、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめ解消の定義

ア いじめの行為が3か月以上止んでいる。

イ 被害児童が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

2 本校におけるいじめ防止対策組織

(1) 生徒指導・いじめ防止対策委員会の設置

原則、毎月1回開催。メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援担当、養護教諭とし、必要に応じて関係職員、関係機関（SC、SSW、民生委員、主任児童委員等）を加える。

(2) 生徒指導・いじめ防止対策委員会の協議内容

いじめの発生やその疑いがあるとき、あるいは問題行動など生徒指導に関する案件、配慮を必要とする児童の情報共有、今後の指導方針や対応について話し合う。また、いじめ防止基本方針の策定、未然防止、早期発見の手立て等についても話し合う。

3 未然防止のための取組

いじめはどの子にも起こり得るということを踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 学級経営の充実

- ・児童の実態を十分に理解し、児童と教師、児童同士の好ましい人間関係を築き、児童が安心して学べる授業や学級経営を行う。
- ・わかる・できる授業の実践に努め、児童が成就感や充実感をもてる授業実践に努める。

(2) 道徳教育、人権教育の充実

- ・「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実、「命を大切にするキャンペーン」「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心情を育成する。

(3) 教育相談などの充実

- ・日常の学校生活や「教育相談週間（6、11、2月）」に学級担任により、教育相談を行い、児童理解に努める。
- ・発達障害を含む障害がある児童、LGBT、東日本大震災や原発事故避難児童等、特に配慮が必要な児童について、学校として適切に対応する。

(4) ネット上あるいは携帯電話を使用したメールなどへのいじめに対する対策

- ・インターネット上の掲示板、SNS、携帯電話のメール等で行われるいじめを防止するため、情報モラルの授業や啓発活動を実施する。

(5) 校内研修の実施

- ・全教職員の共通理解を図るため、年間1回以上、いじめ防止をテーマにした研修会を実施し、年間計画に位置づける。

(6) 体験的な授業の充実

- ・各教科や特別活動において、体験的な学習の充実を図り、児童の主体性やコミュニケーション能力を育成する。

(7) いじめ防止強化月間の設定

- ・4月、9月をいじめ防止啓発強化月間として、主に学級担任を通じて、「いじめが子どもたちに心身に及ぼす影響」「いじめを防止することの重要性」「いじめに関する相談や窓口」等について、再確認し、児童のいじめ防止や早期発見、対処の仕方についての意識を高める。〈令和4年度から追加〉

#### 4 早期発見のための取組

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知するようにする。

##### (1) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のような体制を取る。

- ・相談窓口の設置と周知（教頭、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー）
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・相談ポストの活用

##### (2) アンケート調査など

児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・いじめアンケートや学校生活アンケートの活用
- ・教育相談週間（6月、11月、2月）
- ・SOSの出し方教育（4、9月）

##### (3) 日常観察、チェックシート、外部からの情報など

- ・児童のサインや兆候、友達からの情報などを見逃すことがないようにする。
- ・児童の交友関係、授業や休み時間などの様子などを観察する。
- ・定期的にいじめ防止に関わるチェックシートを活用する。

#### 5 いじめの相談・通報窓口

##### (1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

学校におけるいじめの相談・通報窓口は、教頭、養護教諭とする。

いじめに係る相談を受けた場合は、直ちに校内のいじめ防止対策会議に報告し、事実確認をする等組織的な対応をする。 旭市立萬歳小学校 ☎0479-68-2027

##### (2) いじめの相談や通報に関わる指導

児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことではなく、卑怯なことでもないことを指導する。加えて、学校はいじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守り抜くことを指導する。

##### (3) 学校以外の主な相談窓口

| 相談機関                 | 電話番号         |
|----------------------|--------------|
| 24時間子ども SOS ダイアル     | 0120-0-78310 |
| 千葉県子どもと親のサポートセンター    | 0120-415-446 |
| 教育相談専用ダイヤル（東総研修所相談室） | 0479-23-5954 |
| 旭市教育委員会教育総務課学校教育指導室  | 0479-62-5353 |

#### 6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導及び保護者への助言を継続的に行う。

- (1) いじめに関する相談や認知があった場合、速やかに管理職に報告し、事実確認をする。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、特定の職員で抱え込まずいじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発防止を図るため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (6) 犯罪行為として、取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 7 いじめの重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときはその時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であっても、児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態の報告・調査

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 調査は、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

オ 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## 8 児童の自殺予防について

ア 児童の自殺予防等においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。

イ 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」等を資料として、児童の自殺予防のための研修を行う。

## 9 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ上に公表する。
- (2) いじめに関しての調査や年度ごとの比較を実施する。
- (3) いじめの防止等に向けた取組については、学校評価を用いて、検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。
- (4) 点検、評価の結果から、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。